

●契約事業に関する環境要素

海老名市の契約事業における環境要素は以下の環境要素一覧表のとおりである。

これらの環境要素は、生活環境並びに地球環境の保全及び向上を図るためにかかすことのできないものである。

環境要素一覧表

大分類	中分類	小分類
1 地域の自然環境	(1) 緑	①自然林、草原など面的な広がりを持つ緑
		②堤防、土手、法面、並木などの樹林帯又は草原など線的な連続性を持つ緑
	(2) 水 辺	河川や水路などとその堤敷及びそれに依拠する生態系
	(3) 動植物	現にその土地に生息するか、又は最近まで生息していた動植物
2 地球環境	(1) 資 源	①石油類・金属等の鉱物資源
		②木材等の森林資源
	(2) 大 気	①自動車の排気ガス、ごみ焼却施設からのダイオキシン等による汚染を考慮すべき地域的な大気汚染
		②公園、屋外体育施設などの砂塵による迷惑を考慮すべき地域的な大気汚染
		③フロンガス、二酸化炭素等の放出による影響を考慮すべき地球規模の大気環境
	(3) 水 質	①庁舎、公園、屋外体育施設、駐車場などの施設からの排水の影響を受ける水系
		②土地の改変等による濁水等の影響を受ける水系
		③契約業務実施により影響を受ける地下水
	(4) 土 壤	畑、水田、砂利道等のほか舗装されていない剥き出しの地面
	(5) 廃棄物	①一般廃棄物
		②産業廃棄物
		③リサイクルできる排出物

環境要素一覧表

(2 / 2)

大分類	中分類	小分類
3 生活環境	(1) 騒 音	①業務実施に伴う作業機械の稼動による騒音
		②業務実施に伴う車両走行による騒音
		③公園、競技場等屋外体育施設での騒音
		④施設の空調機等電気・機械設備の騒音
	(2) 振 動	①業務実施に伴う作業機械の稼動による振動
		②業務実施に伴う車両走行による振動
		③施設の空調機等電気・機械設備の振動
	(3) 悪 臭	施設等から排出される廃棄物等の悪臭
	(4) 人の健康	①公園、競技場等屋外体育施設での健康増進、体力の向上
		②薬剤等の使用による人への影響
		③事業活動によって生じる人への影響
	(5) 地域生活環境	公園、競技場等屋外体育施設又は他の施設等の夜間照明により影響を受ける周辺住民の生活環境

●「計画・実施」時に配慮する事項

18. その他の契約

	配 慮 す る 事 項	環境要素
1	業務に使用する用紙は、再生紙を利用するとともに、使用量削減に努める。	1-(1)-① 2-(1)-②
2	業務実施時に必要とする車両は、環境に配慮した車両の使用に努める。 (例：電気自動車、ハイブリッドカー、低排出ガス車等の使用)	2-(1)-① 2-(2)-① 3-(1)-② 3-(2)-②
3	業務実施時に排出される廃棄物は、適正に処理する。 その排出物の内、再資源化処理が可能なものについては、検討する。	2-(5)-①～③
4	業務実施時に電力を使用する際は、節電に努める。	2-(1)-① 2-(2)-③
5	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されるようにする。	1-(1)-① 2-(1)-② 2-(5)-①
6	人体に影響を及ぼすような各設備保守用薬品、流出により土壌汚染を起こす恐れのある燃料については、適正な保管に努める。	1-(2) 2-(3)-①・③ 2-(4) 3-(4)-②
7	事業実施時に発生する騒音・振動については、周辺住民の迷惑にならないように十分注意を払う。	3-(1)-① 3-(2)-①～③
8	業務実施時に使用する機器等については、騒音・振動に配慮された機器の使用に努める。	3-(1)-① 3-(2)-①
9	業務実施時に排出される汚水については、水質汚濁及び土壌汚染を起こさないように適正な処理を行う。	1-(2)、1-(3) 2-(3)-① 2-(4)
10	分解が容易である等部品の再使用、又は材料の再生利用のために設計上の工夫がなされているようにする。	2-(1)-① 2-(5)-③

海老名市役所環境方針

基本理念

海老名市は、昔から自然豊かな田園地帯として栄えてきたまちです。しかし、首都近郊という立地条件に恵まれ都市化が進んできた結果、産業の集積や利便性の高い生活の営みが、良好な生活・自然環境に大きな負荷を与える要因にもなっています。

海老名市役所は、未来の世代に住みやすい「ふるさと」を手渡すために、市民の身近な環境問題から地球的規模につながる環境問題に取り組み、継続的な改善及び汚染の予防に努め、人と自然が共生し持続的発展が可能なまちづくりを目指します。

基本方針

この基本理念に基づき、市が行う各種事務事業の執行について、関連する環境法規制、協定及びその他の同意事項を順守し、環境負荷を最小限に抑えるとともに、環境に有益な影響を及ぼす事業を積極的に推進します。

また、市民等の利害関係者の環境問題に関わる要望、意見のうち可能なものを市の環境活動に反映させるほか、国及び県その他の組織等から市に伝えられる環境関連情報、市が収集・分析した情報及び市が環境関連政策として発信すべき情報を、必要に応じて市民をはじめとする利害関係者に伝えると同時に必要な啓発に努め、環境問題に対する地域全体の意識向上を目指します。

これらの取組みにあたっては、実現可能なものから、目的・目標として設定するとともに、市の環境マネジメントシステムはもとより、市の環境問題に対する取組み全体を継続的に改善・向上させます。

この環境方針は、全職員に周知するとともに、広く一般に公表します。

2014年6月19日

海老名市長 内 野 優